

【演習④】

権利擁護支援チームの自立支援機能 (成年後見制度の利用開始後に関する場面)

◆講 師

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

副理事長 西川 浩之 氏

社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 山形市成年後見センター

センター長 鈴木 裕美 氏

埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 社会福祉士養成科

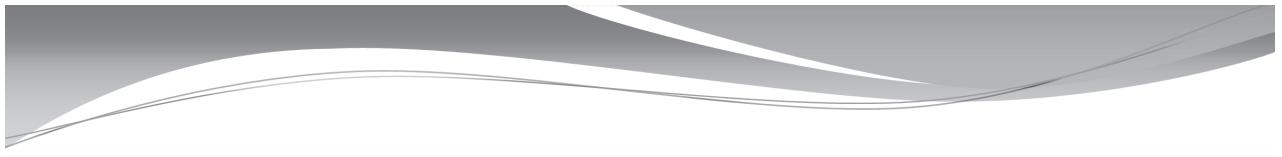
専任講師 大口 達也 氏



権利擁護支援チームの自立支援機能

(成年後見制度の利用開始後に関する場面)

1



研修のねらい

- 制度利用後の、本人の状況把握や支援体制の整備
- 成年後見実務を理解した上での後見人等への支援
- 現在の類型や権限付与の再検討も含めたモニタリング
- モニタリングやバックアップ体制の工夫

2

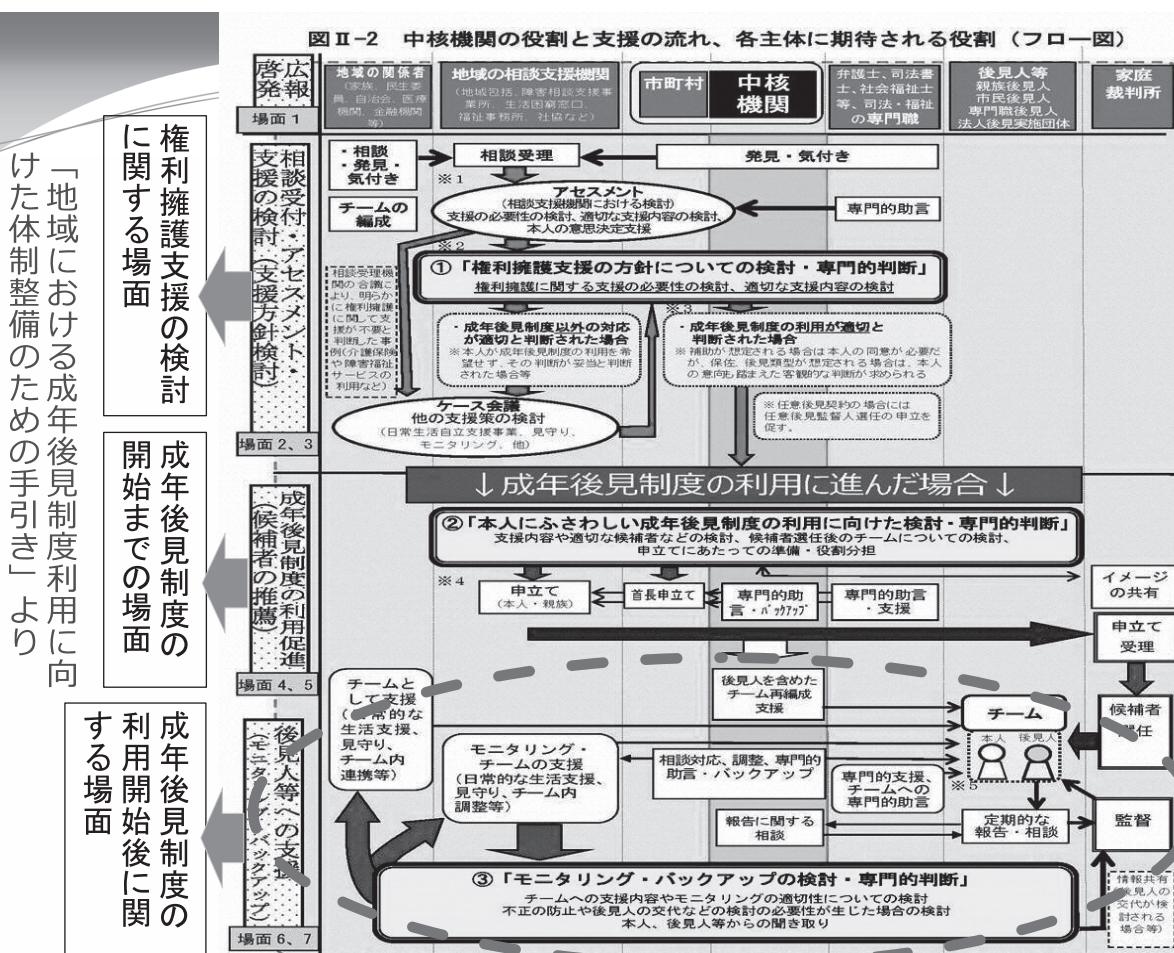
3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

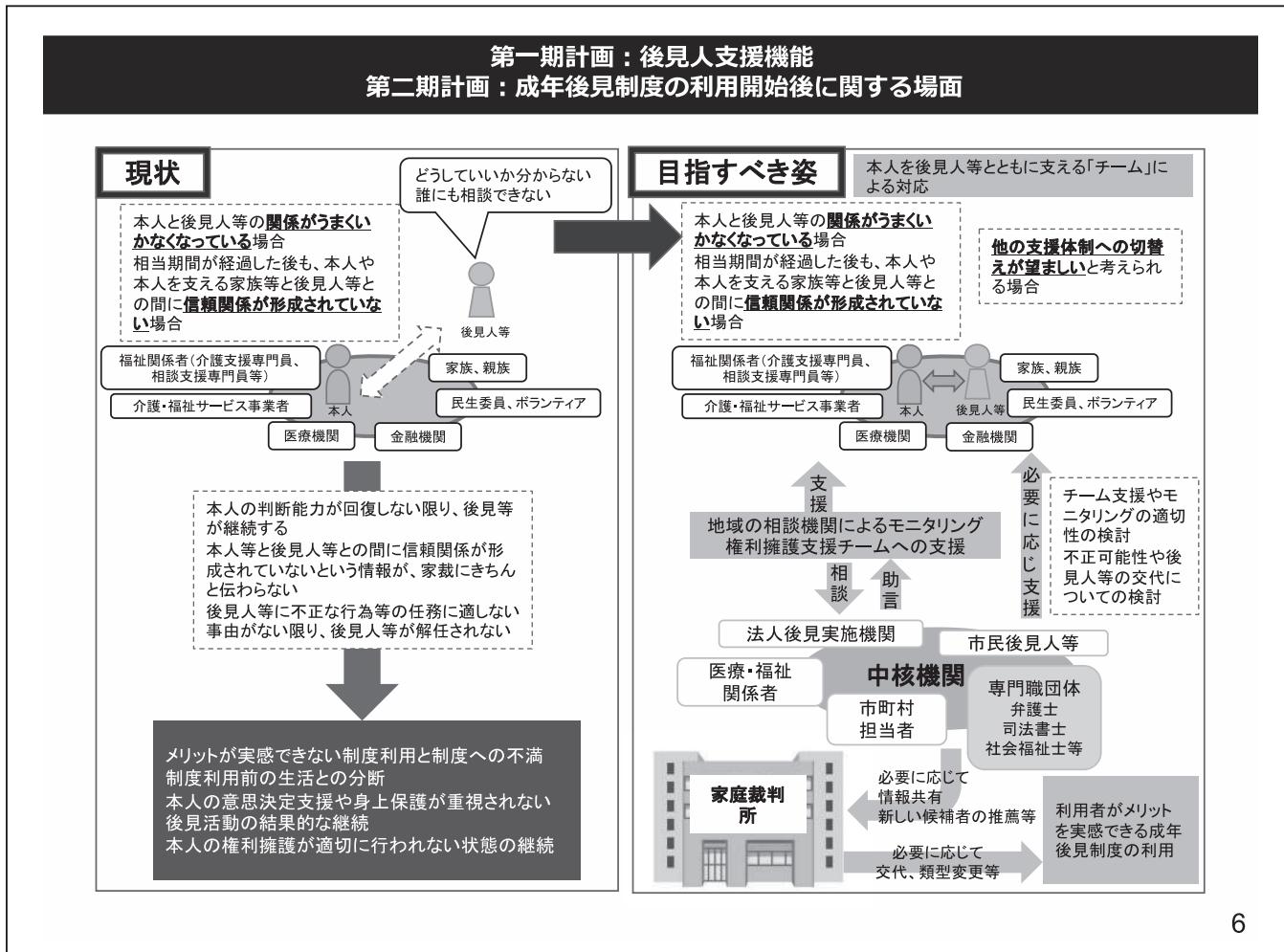
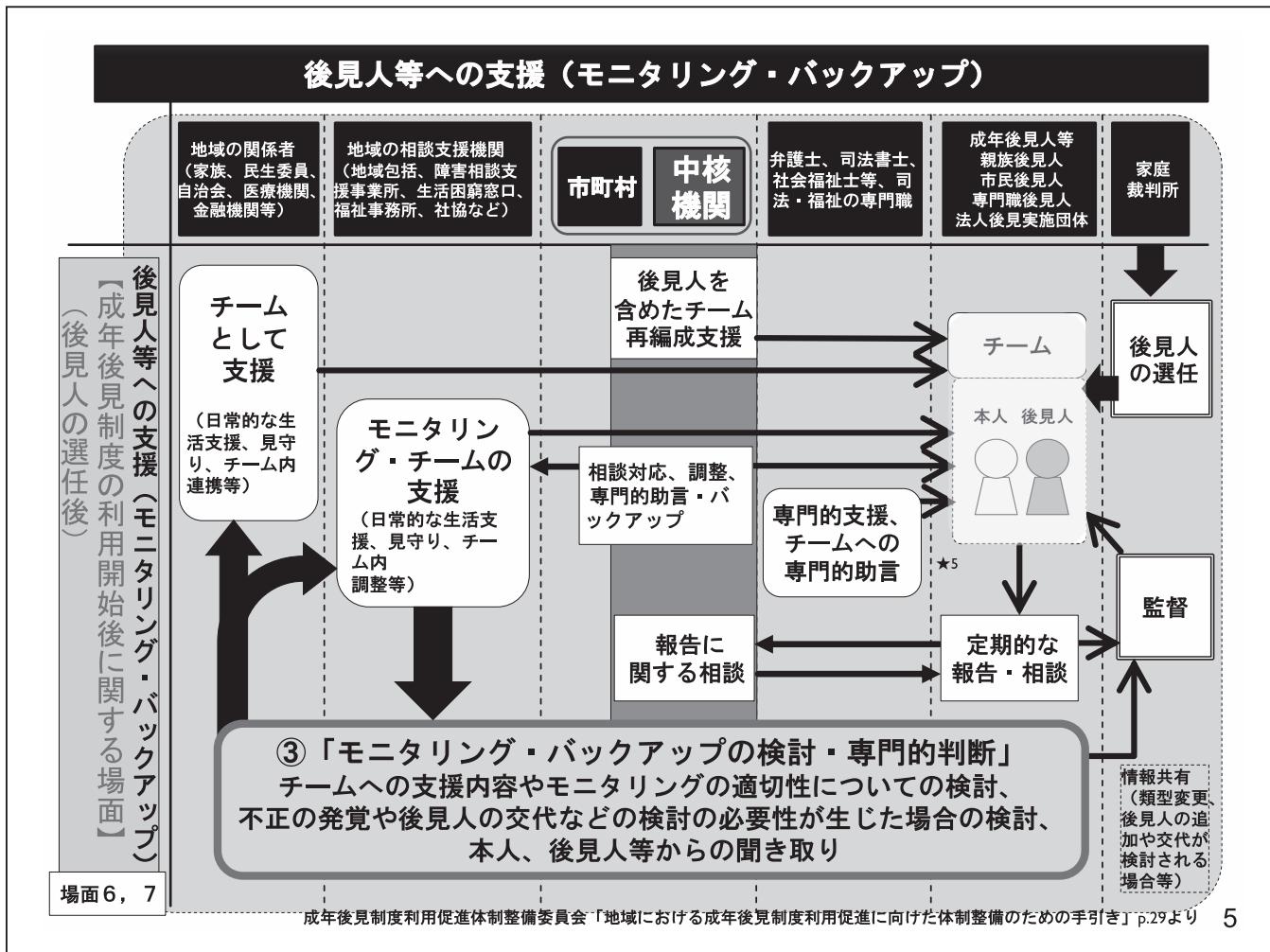
- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行ふ3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 • 本人・親族・支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 • 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 • 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するため必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 • 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 • 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） • 権利擁護支援を行ことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> • 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後の場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行なうことができるよう、必要な支援を行う機能。 • チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p>＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞</p> <ul style="list-style-type: none"> • 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 • チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> • 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 • 必要に応じた指導や指示、監督処分 • 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

3



4



演習で用いるワークシートについて

- それぞれの段階における思考プロセスのあり方を、一目で見てわかる項目案として、用紙一枚にまとめて提示しようと試みた演習用のワークシートです
- 実際に使用することを目的として提供する書式、帳票として提示しているものではありません
- 演習用であるため、記入欄は小さく、実際の業務で使用していただくのであれば、記入欄を広げたり、選択式にする欄を設けるなど、改良が必要になると思われます

7

オンライン・ライブ演習の説明

ワークの概要

- ワークは全部で4回実施します。（個人ワーク：2回、グループワーク：2回）

グループワークの詳細

- グループは運営側でランダムに決定されます。
- 同じグループで2回のグループワークを行います。
- グループワーク開始時に、短時間ですが自己紹介タイムを設けます。
自己紹介内容（1人30秒）：市区町村名、所属、氏名、挨拶

進行の流れ

- 「全体集合」で講師説明および個人ワークを行います。
- 「ブレイクアウト」でグループワークを開始します。
- 「全体集合」と「ブレイクアウト」は指定時間が経過すると自動的に移動します。

注意事項

- 「ブレイクアウト」中に講師や厚労省・事務局がワークの様子を確認する場合があります（全体共有のため）。
- 演習中に席を離れると、グループ内で混乱が生じます。必ず自席を離れずに参加してください。

8



ワーク1

後見実務の理解とモニタリング視点

9



演習目的

- 後見人等が関わる事により、本人・支援者や家族の変化に注目する視点が持てる
- 支援計画の変化、意思決定支援が適切に行われているかを確認する視点が持てる
- 現在の類型や権限付与の内容が、本人の状況に適しているかを判断する視点が持てる

10

(振り返り) 事例概要

- ・演習事例のこれまでの経過をふりかえります
- ・この後、前回からの課題の変化等について記載するワークがあります。必要な点に下線を引くなど、準備をお願いします

11

事例：その後について (後見人就任後1年経過)

- ・申立後、推薦した候補者が二人とも選任され、市民と弁護士の複数保佐での支援が開始された
- ・専門職の保佐人は、悪質業者から50万円を回収することができた。また、保佐人が選任されたことから、その後は訪問販売業者の訪問は無くなった
- ・市民保佐人も、中核機関の支援を受けて、疑問があれば助言をもらえることから安心して実務を継続できている。久子さんとの関係も良好で、良男さんからも感謝されている
- ・良男さんは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を契約。しかし、友人から頼まれるといやといえずにお金を渡すこともある。また、障害相談支援事業所の勧めで、就労支援A型に通所を始めた
- ・本人の認知症が進み、自分で銀行に行くことができなくなった。介護度も要介護2から3へ変更になっている

12

ワーク1 後見実務の課題と今後の支援

・【ワークの概要】

成年後見実務の課題を捉える視点と、中核機関としての対応や今後の方針を考えるワークです

・【ワークの流れ】

- ・個人ワーク… 7分
- ・グループワーク… 15分 + 15分

※別冊③ワークシート23ページを使用します

13

個人ワーク

【演習③】権利擁護支援チームの形成支援機能

(成年後見制度の利用の開始までの場面)

で使用した「谷久子さん事例」の一年後の情報を用いて、演習シートの項目（後見実務の現状と課題）を記入するワークです。

14

【メインルームで全体集合ワーク】 個人ワーク（7分）

ブレイクアウトは、しません。
メインルームの個人ワークです。
講師が時間を図ります。

後見実務の現状を項目ごとに確認し、後見人就任後の課題の変化や、新たに顕在化した課題について、下の欄に3つ書き出してください。

15

グループワークの注意事項

- ① 4～5人グループに分かれます（運営側でブレイクアウトします）
- ② マイクをオン、カメラをオンにして、1人30秒程度で、自己紹介をしてください
(紹介する内容：市区町村名、所属、氏名、業務等)
- ③ 上の洋服の色が一番濃い色の人が司会者をお願いします。司会者の方は、全員が話ができるように配慮してください
- ④ 自己紹介が終わった方から、ZOOMの表示名を変更してください
(「ルーム番号（半角数字） 氏名 所属」としてください)
- ⑤ 個人ワークで考えたことを共有します
- ⑥ 各項目について、グループ毎の結論を出します
- ⑦ 講師、厚労省職員、事務局などが、グループワークの様子を見に行くことがあります（全体共有のため）

16

グループワークの進め方

- ①、②、③、④の項目について話し合い、グループでの結論を決めてください
- 結論の根拠や検討経過などは、memo欄に記載して下さい
- それぞれの項目に合わせて目安の時間は以下です
(受講者で、目安時間での管理をお願いします)

- | | |
|------------------------|-----|
| ① 自己紹介、個人ワーク内容の情報共有 | 15分 |
| ② 類型や権限の見直し、交代の必要性について | |
| ③ 中核機関として必要と思われる対応について | 15分 |
| ④ 今後の支援の継続等について | |

17

①自己紹介・個人ワーク情報共有

- 1人30秒程度で、自己紹介をしてください
(紹介内容：市区町村名、所属、氏名、業務等)
- 個人ワークで検討した内容を情報共有します。
順番に発表していただき、質疑応答を行ってください

18



②類型や権限の見直し、交代の必要性について

グループの結論

- 必要なし
- 必要あり その内容と必要性の根拠



【memo】

19



③中核機関として必要と思われる対応について

グループの結論

- チーム会議への支援 事例検討会への事例提出 専門相談
- 家裁への連絡支援 その他 ()
- 特になし

【memo】

20

④今後の支援の継続等について

グループの結論

- モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応）
- モニタリング継続要
必要な根拠（ ）

【memo】

21

それでは、グループワーク15分を始めます。

- ①自己紹介、個人ワーク情報共有
- ②類型や権限の見直し、交代の必要性について

22



【全体集合ワーク】

全体共有

講師が、グループワークの状況を皆さんに報告し、共有します。

【memo】

23

それでは、グループワーク 15 分を始めます。

- ③中核機関としての必要と思われる対応
- ④今後の支援の継続性

24

【全体集合ワーク】 全体共有

講師が、グループワークの状況を皆さんに報告し、共有します。

【memo】

25

後見実務振り返りシート ①関係機関からの相談の際に記入

モニタリングのため、下記欄記入なし □

後見実務支援の相談者	□相談者名	□後見人等	ID
	連絡先		所属
相談概要	<input type="checkbox"/> 詳細別紙参照 主な相談内容		
相談契機	1. パンフレット 2. 研修受講() 4. その他 ()	3. 以前に相談	
相談者属性	地区 :	所属属性 :	

成年後見人等のみならず、チームに加わっている関係機関からの相談の際に記入します。広報のあり方を評価するための項目を提示しています。

26

後見実務振り返りシート ②様々な後見人からの相談

後見人等より聞き取って記入
(後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい)

本人氏名	
類型	<input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> その他 ()
申立の経緯	<input type="checkbox"/> 相談受付シート、受任調整シート参照 (ID :)
後見人等	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 専門職 () <input type="checkbox"/> 前回モニタリングと 同じ 氏名 : 連絡先 :
家裁報告等	年 月報告 ※直近の報告か予定を記入
本人の 心身状況	申立時(前回報告時)からの変化の有無 *本人情報シートを活用して確認し、記入

成年後見制度がスタートしてから一定の時間を経て、本人、チーム、後見人等にどのような変化が生じているか確認。本人の意欲や意向も変化することが想定されます

27

後見実務振り返りシート ③後見実務の現状と課題、類型や権限の見直し

後見実務の現状と課題	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 身上保護 <input type="checkbox"/> チームの体制・支援 <input type="checkbox"/> 意思決定支援 <input type="checkbox"/> 本人との関係 <input type="checkbox"/> 支援関係者との関係 <input type="checkbox"/> 家裁への報告事務 ※左から順に現状を確認し、特に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。
類型や権限の見直し、交代の必要性	<input type="checkbox"/> 必要なし <input type="checkbox"/> 必要あり その内容と必要性の根拠

後見実務を項目ごと聞き取ることを想定して作成していますが、実際は項目ごとに記入欄が必要とも考えられます。

類型や権限付与の見直しも重要なポイントになります。また、申立て時に気づかなかつた、後見人に対する思いを表出することも考えられるので、申立て時の本人情報シートを確認することで、変化を確認できます。

後見人交代の検討の必要性の有無も確認が求められます。

28

後見実務振り返りシート ④必要な後見人支援、モニタリング継続判断

中核機関として必要と思われる対応	<input type="checkbox"/> チーム会議への支援 <input type="checkbox"/> 事例検討会への事例提出 <input type="checkbox"/> 専門相談 <input type="checkbox"/> 家裁への連絡 <input type="checkbox"/> 支援 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特になし
実施したこと	<input type="checkbox"/> 別紙参照 具体的に記入
今後の支援	<input type="checkbox"/> モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応）※課題が解消している <input type="checkbox"/> 場合は不要 <input type="checkbox"/> モニタリング継続要（必要な根拠 ）

必要と思われる対応は、組織として決定して記入する項目として提示しています。実際に実施した内容を記入したり、その後のモニタリングを継続するかどうかを検討します。

29

ワーク解説

- 本人の状況＝本人情報シートの活用
- 後見人等が関わることで、本人と支援者や家族の関係改善につながることも（評価の視点）
- 支援計画の変化と意思決定支援
- 現在の類型や権限付与の内容（要不要の検討）

30

本人情報シートの活用

- 申立時の本人情報シートとの違いを確認する
 - ・本人の心身状況の変化
 - ・後見実務の課題の変化
 - ・類型や権限の付与の見直し
 - ・本人の後見人に対する思い
 - ・後見人の交代の必要性の有無 などを確認し、
- 今後の後見事務の方針を本人、チームとともに共有し、検討する

(「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」P35より)

31

専門職との関わりの視点から

(1) 日常における相談・チーム協議から問題点・相談事項の把握

⇒中核機関への相談・専門的アドバイス依頼（モニタリング窓口・担当者の明確化）

⇒専門職相談・チーム協議への専門職の参加・専門職アドバイザー制度・地域連携ネットワークにおけるケース会議の実施

①初動時・定期報告時…書類作成相談・支援

②本人の状況把握…代理権の範囲の拡張・縮減、類型変更の専門的アドバイス

③支援環境の変化…相続の発生（遺産分割・遺言）、虐待、

支援者の不在・支援困難、入院、施設入所

⇒専門的アドバイス（専門職への交代含）

専門職後見人・専門職後見監督人がついている場合から親族後見人単独へのリレーの場合

(2) 後見人連絡会等の実施

…悩み事の解消。同じ環境の方がいることの安心感。

専門職との距離が縮まる。

32

成年後見人等選任後の中核機関としての役割イメージ

①新しい「チーム」メンバーを招集して会議開催・支援

- ・選任された後見人を「チーム」に紹介して、新しい「チーム」を再編する
- ・申立て時に顕在化している課題をチームメンバーで共有する
- ・モニタリングについて「通常チームのモニタリング」か
「中核機関が招集するモニタリング」か、もしくは「両方で行う」のかを確認をする

②新しいエピソードが起こった際のモニタリング会議の開催・支援

③本人や支援者、成年後見人等から相談があった際の、モニタリング会議の開催・支援

④本人や支援者、成年後見人等から相談があった際に支援（バックアップ）を行う

⑤専門的な分野からの支援が受けられるように、地域の専門職や専門機関、団体等の社会資源を事前に把握する

⑥バックアップ体制ができる事で広報啓発活動につながることを意識して行う

⑦チームの自立支援を意識する

33

ワーク2 モニタリング・バックアップ体制づくり

34

演習目的

- 成年後見人等選任後に、中核機関へ寄せられる相談のイメージが持てる
- 成年後見人等が選任後の、中核機関としての役割イメージが持てる
- 成年後見人等（親族、市民、専門職、法人）に 対して必要と思われるバックアップ体制を整備するためのヒントを持ち帰る

35

ワーク2 モニタリング・バックアップ体制づくり

• 【ワークの概要】

後見事務をイメージしたモニタリング・バックアップ体制づくりの工夫や、見直し等が必要なケース判断を考えるワークです

• 【ワークの流れ】

個人ワーク…5分
グループワーク…20分

※別冊③ワークシート28～29ページを使用します

36

第二期計画における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 ～連携・協力による地域づくり～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を広げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア 「共通理解の促進」の視点	イ 「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ 「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ②制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行なうしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立ての準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ③適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後にに関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ④適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

37

【メインルームで全体集合ワーク】

個人ワーク（7分）

ブレイクアウトは、しません。
メインルームの個人ワークです。
講師が時間を図ります。

- 成年後見制度利用後を想定し、「自分の地域だと中核機関にどのような相談が入るか」をイメージして2つの項目を選び、選んだ項目に対して「地域の現状」と「どのような対応を取れそうか」を記入してください

（ワークシート28～29へ記載）

38

【ブレイクアウトワーク】

講師が、
「グループワークを始めます」
と言ったら、ブレイクアウトします。

グループワーク（20分）

- 1 4～5人グループに分かれます（運営側でブレイクアウトします）
- 2 先ほどのグループに分かれます。
先ほどの司会者の方が次の司会者を指名してください
- 3 個人ワークで検討した内容を情報共有します。
順番に発表していただき、意見交換、質疑応答を行ってください。
グループでまとめる必要はありません
- 4 講師、厚労省職員、事務局が、グループワークの様子を見に行くことがあります（全体共有のため）

39

それでは、グループワーク20分を
始めます

40



【全体集合ワーク】

全体共有

講師が、グループワークの状況を皆さんに報告し、共有します。

【memo】

41



中核機関に寄せられると考えられる項目

誰から	どのような
本人	「後見人を替えてほしい」といわれたら
本人	「一人でもできることが増えてきたのに、後見人にすべてを管理されていて困る」といわれたら
介護支援専門員	「担当者会議に後見人が参加してくれないが、どうしたらよいか」と聞かれたら
サービス提供事業所	「1週間の間、後見人への連絡手段を変えながら試みているが、一切応答がない」と相談されたら
親族後見人	「家庭裁判所から送ってきた書類の提出期限が迫っているけれど、どうしていいかわからない」と相談されたら
市民後見人	「お金があまりない人で、通院介助してあげたい。どこまでやつていいですか?」と相談されたら
専門職後見人	「本人から毎日のように電話がかかってきて困っている」といわれたら

42

ワーク解説

- ・後見事務をイメージしたモニタリング・バックアップ体制づくりの工夫
- ・本人側からの見直しが必要なケースの判断
(本人の能力の回復・悪化による類型や付与された権限の見直し、状況の変化による支援の変化、後見人等の状況の変化、後見人等や支援関係者との関係性の変化等)
- ・支援者側からの見直しが必要なケースの判断
(権利侵害、親族不在、支援困難ケース 等)
- ・裁判所、後見監督人と、中核機関との役割の違い

43

今後の体制づくりを考えるヒントを探す

私の地域では、どのような対応を行っていけそうか	
①私の地域の現状	②中核機関の役割として、どのような対応を行っていけそうか

中核機関の職員だけで考えるのではなく、地域連携ネットワーク等のつながりを活用して検討、体制づくりをすることが大切です。

44

中核機関に寄せられると考えられる項目の解説

誰から	どのような
本人	「後見人を代えてほしい」といわれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・後見人が交代することで本人にとってどんな利益（メリット）があるか、本人の意思決定支援を意識したチームによるミーティングをもってみる・後見人からも状況を確認してどんな事実に基づくことなのかを把握する（「替えてほしい」が本当の希望ではないこともある）・後見人を複数選任したり、交代することは現実に実施されていることを理解しておく
本人	「一人でもできることが増えてきたのに、後見人にすべてを管理されていて困る」といわれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・申立時からの本人の能力や力の変化が生じていることが考えられる・本人とともにチームで後見実務の見直しや、権限行使の状況を再検討する（類型見直しも）

45

中核機関に寄せられると考えられる項目の解説

誰から	どのような
介護支援専門員	「担当者会議に後見人が参加してくれないが、どうしたらよいか」と聞かれたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」などを参考にし、後見人に担当者会議への出席を求める・選任後の本人とチームとの顔合わせのときから、具体的に、担当者会議のイメージや頻度を伝え、参加を予定してもらう
サービス提供事業所	「1週間の間、後見人への連絡手段を変えながら試みているが、一切応答がない」と相談されたら
POINT	<ul style="list-style-type: none">・連絡の取れない状況を詳しく聞き取り、状況や課題を明確にする・専門職の場合は所属している機能団体へ相談する（機能団体は、受任者に対する何らかの指導助言機能をもっている）・家庭裁判所に報告（相談）する（家庭裁判所から必要に応じて直接連絡したり、状況に応じて監督機能を活用し、調査が入ることもある）

46

中核機関に寄せられると考えられる項目の解説

誰から	どのような
親族後見人	「家庭裁判所から送られてきた書類の提出期限が迫っているけれど、どうしていいかわからない」と相談されたら
POINT	・どこに困っているかを聞き取り、支援で可能であれば対応する ・後見人としての事務ができない状況だったり、後見人を継続することに負担感がある場合は、家庭裁判所とも連携し、後見人の交代等の対応を検討する
市民後見人	「お金があまりない人で、通院介助してあげたい。どこまでやっていいですか？」と相談されたら
POINT	・チームとしての支援体制の見直しの検討を促す ・事実行為に伴う後見人のリスクについて助言する
専門職後見人	「本人から毎日のように電話がかかってきて困っている」といわれたら
POINT	・チームが機能していない可能性が高いため、支援体制について検討し、役割分担を再確認する 様々な方法があることをチームに助言する

47

後見人から、例えばこんな相談を受けたら…

- ① 介護用ベッドが30万円するが、購入して良いか？
- ② 本人が「年末恒例の庭の植木の剪定をして欲しい」と言っている。10万円使ってよいか？
- ③ 本人の孫が大学に進学するにあたり、お祝い金を20万円使って良いか？
元気な頃に、他の孫に20万円のお祝い金をあげている。
- ④ 本人は旅行が趣味である。旅行に連れて行ってあげたいが、同行する私の旅行代金も、本人の財産から支払ってよいか？
- ⑤ 本人が有料老人ホームに入りたいと言っている。自宅を売却した代金を費用に充てようと思っているが、自宅を売却してよいか？



財産の活用 → 原則として後見人が支出の必要性と相当性を判断する
必要かつ相当な支出は、後見人の裁量の範囲内。

①～④は、本人の意思、心身の状況、生活の状況、支援の状況や財産の総額を踏まえつつ、最終的には、後見人が支出の必要性と相当性を判断することになる。

※家庭裁判所の許可を要する事項
⑤は、居住用不動産の処分に当たるため、家庭裁判所の許可が必要

対に中
応お核
ける機
関

中核機関は、意思決定支援を踏まえた後見事務となるよう、ガイドラインを基に、個々の状況を踏まえ、チームの支援を行う

善管注意義務違反、身上配慮義務違反、利益相反行為に当たるおそれがあると考える場合

※ 後見人の裁量の範囲内か、範囲外か迷う場合
→ 家庭裁判所や専門職を入れた事例検討で相談の上、組織対応を行う

48

Point !

- 中核機関は、意思決定支援を踏まえた後見事務となるよう、ガイドラインを基に、個々の状況を踏まえ、チームの支援を行う

- ※ 後見人の裁量の範囲内か、範囲外か迷う場合
→ 家庭裁判所や専門職を入れた事例検討で相談の上、組織対応を行う

49

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能がある。

権利擁護支援を行いう3つの場面	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
	福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none">各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。本人・親族・支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none">本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none">中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む）権利擁護支援を行なうことができる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング）	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none">権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none">中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行なうことができるよう、必要な支援を行なう機能。チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p>＜チームによる支援の開始後、必要に応じて＞</p> <ul style="list-style-type: none">後見人等やチーム関係者などからの相談対応チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none">後見人等が行なう後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言必要に応じた指導や指示、監督処分権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代・類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

50

選任直後のバックアップの必要性

- チームの顔合わせ（自立支援）の必要性

- ① 成年後見制度は万能ではなく、後見人が選任されただけでは解決しない問題も多数存在する
- ② 選任後、チーム形成支援時に考えていた支援を共有し、役割分担を確認したり再検討したりするような、チームへのバックアップが必要
- ③ 不祥事防止の視点からも、後見人以外の支援者が関わることも大切

- チームによる支援が円滑に行われるよう、中核機関が後見人等とチームの顔合わせをバックアップする

51

何をモニタリングするのか

- 成年後見制度利用事例に対して行うモニタリングは、通常、地域連携ネットワークの「チーム」単位で行う
- 新しいエピソード（環境、本人状態の変化、事故等）や、制度導入に際して懸念のあった課題（虐待、支援困難等）の解決を行うため、必要に応じて、中核機関が主導しその都度必要なメンバーを追加してモニタリング、バックアップ支援を行う

52

何をモニタリングするのか

- モニタリング・バックアップ支援の体制が地域で整備されることが、広報・啓発活動につながる
- 成年後見制度は、一度決まってしまえばそれで終わり、ではないこと、制度利用のあり方について見直しがされ、本人の状態や必要性に応じた活用（類型変更や、本人の状態に合わせた交代）となること
- 中核機関に、このような相談がチームから寄せられるようにする
- モニタリングが、ニーズキヤッチにもつながり、利用者本人が置き去りにならない支援方針の検討へもつながる

53

モニタリング・バックアップのための工夫

- 見直しが必要なケースの判断を申立て時に検討（チームの形成支援の時から）
- 本人の状態把握のための本人情報シートの活用
- 専門職との連携やモニタリングへの専門職の関与
 - 協議会での専門職団体との連携が大切
- 定期的な連絡会や勉強会の開催

54



今日のまとめ

【memo】